

九段小学校 PTA 規約

第一条 名称

本会は、九段小 P T A と称し、事務所を九段小学校内におく。

第二条 会員

本会は、九段小学校児童の保護者及びその教職員を以って構成される。

第三条 目的

本会は、保護者と教職員が、互いに協力して、児童の福祉と教育の向上発展を図る。

第四条 活動および方針

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 児童の福祉に関すること
2. 児童の保健・安全に関すること
3. 会員の教養・親睦に関すること
4. その他、児童の教育に役立つこと

第五条 役員

本会は次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 庶務 若干名
4. 会計 若干名
5. 会計監査 若干名

第六条 顧問

本会に顧問をおくことが出来る。詳しくは細則に定める。

第七条 役員を選出方法

1. 役員は役員候補者選考委員会が推薦し、総会において選任する。
2. 役員候補者選考委員会については細則に定める。

第八条 委員

1) 本会は活動運営にあたって次の専門部・委員会を設ける。

1. 学級代表部
2. 厚生部 (教養部)
3. 広報部
4. 校外生活部
5. 子ども 110 番部
6. 校庭開放部

2) 各委員の選出については細則に定める

第九条 任期

1. 役員・委員の任期は1ヵ年とする。
2. 役員・委員の再選および再任はこれを妨げない。
また、任期満了後でも新役員・新委員決定までは、その任務を務める。

第十条 役員および委員の任務

各役員および委員の任務は次の通りとする。

1. 会長 会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 庶務 会の庶務を処理する。
4. 会計 会の会計を処理する。

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 5. 会計監査 | その年の会計を監査し、総会においてその報告をする。 |
| 6. 学級代表部 | 各クラスを代表し会員の親睦を図り、会の運営を推進する。 |
| 7. 厚生部 | 児童および会員の保健・厚生・教養に関する活動をする。 |
| 8. 広報部 | 会報の発行および広報に関する活動をする。 |
| 9. 校外生活部 | 児童の生活および安全に関する活動をする。 |
| 10. 子ども 110 番号 | 子ども 110 番に関する活動をする。 |
| 11. 校庭開放部 | 校庭開放に関する活動をする。 |

第十一条 総会

1. 定期総会は、毎年度はじめに開き、議長を選出し、毎年度の事業並びに会計の報告、その年度の事業予定、予算の審議を行い、役員の変更を行う。
2. 臨時総会は、会長または常任委員会が必要と認めた場合およびPTA会員の2分の1以上の要求があった場合に開く。
3. 総会は会員の3分の1以上の出席（委任状を含む）を以って成立し、議決は出席者の過半数以上をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

第十二条 役員会

役員会は会長が必要に応じて開く。

第十三条 常任委員会

1. 常任委員会は毎月開くことを原則とする。
2. 臨時常任委員会の開催については細則に定める。
3. 常任委員会は役員・各専門部代表・教職員で構成し、総会から次の総会までの間総会の代表機関となるほか、予算の原案を作成し、会の業務を処理し、会の運営を推進する。
4. 常任委員会の議決は構成員の過半数をもって決する。

第十四条 専門部委員会

専門部委員会は必要に応じて部長が専門部委員を招集して開く。

第十五条 実行委員会

特別な問題が生じた場合は、常任委員会で若干名の実行委員を挙げて実行委員会をもつことが出来る。

第十六条 経費

1. 本会の経費は次の方法で徴収する。
 - (1) 会費は教職員一人当たり月額500円、保護者は会員の児童一人当たり月額500円を納める。
 - (2) 会費は当月の末日に九段小に在籍している会員につき徴収する。
 - (3) 寄付金およびその他の収入
2. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第十七条 細則

本会の規約を実施する上に必要があれば、別に細則を設けることが出来る。
細則は常任委員会において改正することが出来る。

第十八条 規約の改正等

本会の規約を改正する時は、総会出席者（委任状を含む）の3分の2以上の承認を受けなければならない。

附則

第十九条 実施

本会の規約は平成14年4月1日より実施する。

平成27年4月27日 改訂
令和2年7月31日 改訂

九段小学校 PTA 規約細則

1. 第四条 3

- ① 会員の教養・親睦を図るため、以下の条件を満たしていることを原則とし、同好会を設けることができる。
 - i 現会員が5名以上所属していること。
 - ii 活動場所は九段小学校を中心としていること。
 - iii 活動内容などを添えて常任委員会に申請し、承認を得ること。
 - iv 年度末に活動報告・次年度予定を提出し、総会資料にこれを掲載すること。
- ② 予算編成の時点で承認されている同好会には、同好会費を支給する。

2. 第六条

- ① 顧問は役員会が（必要と認めた時）PTA 活動を円滑に行うための助言、援助をすることができる。
- ② 顧問は会長および副会長経験者に依属することを原則とし、その人選はその時の役員会が決定する。

3. 第七条

- ① 役員候補者選考委員会は、常任委員会の小委員会とする。役員候補者選考委員会は、常任委員会にオブザーバーとして出席することができる。
- ② 役員候補者選考委員会の委員は、各委員と同時期に選出する。
- ③ 役員候補者選考委員は学級代表部より学年ごとに選出した1名ならびに PTA 役員・教員から選出された若干名により構成される。
- ④ 役員候補者選考委員会の任期は次年度総会までとする。

4. 第八条 2)

- ① 各専門部委員の選出は各学級を単位として選出する。但し当該学年が必要と認めた場合には学年を単位に選出できるものとし、その場合には、担当学級を明確にする。
 - i 学級代表部 各2名
 - ii 子ども110番部・厚生部・広報部・校外生活部・校庭開放部 各1名
- ② 各専門部(委員会)正副部長(委員長)は、専門部員(委員)の互選により選出する。

5. 第九条

役員・委員に欠員が生じた場合は、状況に応じて補充することができる。

6. 第十三条

- ① 臨時常任委員会は、会長が必要と認めた場合および常任委員会の要求があった場合に開くことができる。

- ② 常任委員会の出席は、原則として学級代表部より各クラス1名、各専門部正副部長2名とする。

7. 第十六条

本会の経費は、状況に応じて見直すことができる。

本細則は、平成18年2月9日より実施する。

平成29年4月26日 改訂

令和2年7月31日 改訂

九段小学校慶弔費規定

	死亡	傷病	災害	結婚	出産
児 童	一万円又は花輪	五千元	五千元	————	————
教 職 員	一万円又は花輪	五千元	五千元	五千元	五千元
家 族	一万円又は花輪	————	————	————	————
主 事	一万円又は花輪	五千元	五千元	五千元	五千元
父 母	一万円又は花輪	————	————	————	————

原則的には各クラスの学級代表の申請により適用する。

附則)

1. 傷病は引き続き7日以上入院した場合とする。但し、事情により役員会で協議できる。
2. 教職員の家族とは、本人の配偶者、父母、および子供とする。
3. 慶弔に関しては特殊の場合には、役員会に図り変更ができるものとする。